

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer. 2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所 管 所 属：危機管理室

通 知 日：令和6年11月8日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘 4	180	磁気データファイルの保管場所に関する検査の履行（合规性の視点） 危機管理室は、大阪市が令和3年4月5日に締結した「業務委託契約書（磁気テープファイル等の保管および集配業務委託・長期契約）」に関し、環境仕様書として記載されている立地や保管設備に関する制限が遵守されているかについて速やかに書面もしくは実地調査によって確認を行うべきである。また、本件は複数部局の合併入札による各局契約であるため、大阪市全体として、同様の契約を締結している他部局とも連携して、合理的な確認を行うことを検討すべきである。	令和5年1月19日に危機管理室職員による現地確認を実施し、仕様書記載の内容が遵守されている旨の確認を行った。 また、従来合併入札であったところ、入札方法の見直しを行い、次期業者の調達・契約をデジタル統括室が取りまとめて実施し、保管条件等の確認業務を集約することで合理化を図り、今後は書面による確認を行うこととした。 なお、これらの内容については、デジタル統括室より関係部局に対して周知が行われた。	措置済	令和6年8月21日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和6年11月15日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘9	114	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、事業目標指標の「全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、『1日あたりどれぐらいの時間、読書をするか』に対する不読回答の割合が、各校において前年比減となるとともに、『令和3年度において』全国平均以下とする」の「令和3年度」を「<u>将来の達成目標年度</u>」に変更すべきである。	令和4年度の評価書について教育委員会事務局に改めて確認したところ、令和4年度から新たな事業目標を設定しており、本来であればその事業目標で評価すべきところであった。 いただいたご指摘を踏まえ、令和5年度の評価書作成の際には、変更後の事業目標により評価した。また、現在本市ホームページに公表している令和4年度の評価書についても、変更後の事業目標により評価の上修正し、再度公表した。	措置済	令和6年10月4日
指摘10	114	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、事業目標指標における検証すべき数値は適正なものを採用すべきである。	令和4年度の評価書について教育委員会事務局に改めて確認したところ、令和4年度から新たな事業目標を設定しており、本来であればその事業目標で評価すべきところであった。 いただいたご指摘を踏まえ、今後は同様の誤りがないよう、評価書の取りまとめ時期に関係所属に注意喚起を行うこととし、令和5年度の評価書作成に係る関係所属への通知文において、注意喚起を行った。	措置済	令和6年6月20日
指摘12	128	【不登校等こどもにかかる相談体制の充実】 （PDCAの視点） こども青少年局は、本事業が関連する計画指標から生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標21）を削除されたい。	市立高校が令和4年度から大阪府へ移管されたことにより、計画指標21に対して本事業が及ぼす影響が少ないと考えられたため、本事業が関連する計画指標から計画指標21を削除した。	措置済	令和6年10月4日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和6年11月15日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘15	157	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （資料の正確性確保、組織的連携及びPDCAの視点） 1. こども青少年局は、事業が本格実施された令和2年度及び令和3年度について正確な実績値を用いることができなかった理由を記載するなど、公表されているデータについて補足し、説明することについて検討されたい。 2. 各区は、大阪市こどもサポートネット事業の実施主体が区役所であり、当該事業が区長のマネジメントのもと区役所と学校が協働し、関係行政機関、NPO・支援団体等の地域資源等と連携して実施するものであるから、月報を作成するにあたっては、その記載内容が実態と整合しているかなどの観点から確認する手続について検討し、各区の実態説明に資するものとされたい。	1. 現在本市ホームページに公表している令和4年度の評価書について、補足説明を追記した上で再度公表した。 2. 令和6年度から、月報の更新に合わせ、各区において、月報の記載内容が実態と整合し、必要事項が反映されているか、月報の作成者以外が確認を行うためのチェックリストを設け、月報の提出と合わせてチェックリストを提出させることとした。（令和6年4月5日事業説明会にて担当者等へ通知済み）	措置済	令和6年10月4日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年9月19日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘2	44	業務委託先との守秘義務契約の徹底（適法性の視点） 教育委員会事務局は、受注者に守秘義務を課す必要のある業務委託を実施する場合は、守秘義務条項を記載した契約書ないし誓約書を作成し、受注者の署名押印を取得する運用を徹底すべきである。	指摘を受けた当該契約について、法的リスク審査の手続を経た上で、現行約款をそのまま使用することとし、守秘義務条項については令和6年7月24日付で相手方から押印のある誓約書の提出を受けた。 また、今後、同様の契約締結が生じる際は、守秘義務条項等が記載された標準契約書を使用することが原則であるが、業務の特性により標準契約書を使用することができない場合は、本市における法的リスク審査等の所定の手続を経た上で、適切な契約事務を行うよう、令和6年4月1日に、各課・担当課長へ周知・徹底した。	措置済	令和6年7月24日